

群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修受講料等免除実施要項

令和 3. 2. 2 制 定

改正 令和 4.12. 5 令和 6.12.12

令和 7.12.23

(趣旨)

第1 この要項は、群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修実施規程（以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、規程第10条第4項に規定する審査料及び受講料（以下「受講料等」という。）の免除の実施に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2 この要項に基づき、受講料等を免除できる対象者は、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が実施する看護師の特定行為研修（以下「研修」という。）を志願する者（以下「志願者」という。）のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本院所属の看護師
- (2) 勤務成績が良好と認められる者
- (3) 研修修了後、本院において5年以上の勤務が可能な者

(申請及び審査等)

第3 受講料等の免除を希望する志願者は、出願に必要な書類とともに看護師の特定行為研修受講料等免除申請書（別紙様式1）を病院長に提出する。

- 2 病院長は、前項の書類の提出を受けたときは、これを審査し、免除の可否を決定し、前項の志願者に対して看護師の特定行為研修審査料等の免除に関する審査結果通知書（別紙様式2）を交付するものとする。

(審査料等の免除)

第4 第3の第2項で免除の決定を行った志願者の審査料は本院が負担し、当該志願者からは徴収しない。

- 2 第3の第2項で免除の決定を行った志願者のうち、受講を許可された者（以下「研修生」という。）の受講料は本院が負担し、研修生からは徴収しない。

(償還)

第5 研修生は、次のいずれかに該当する場合、免除された受講料等の総額を本院に償還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると病院長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 研修期間中に退職したとき
- (2) 規程で定める研修期間内に修了できなかったとき
- (3) 規程により研修を中止されたとき
- (4) 研修を修了した日の翌日から起算して在職期間が5年に達するまでの間に退職したとき

(その他)

第6 この要項に定めのない事項が生じた場合は、病院長が看護部長とその都度協議の上決定する。

附 則

この改正は、令和 7 年 12 月 23 日から施行する。

看護師の特定行為研修受講料等免除申請書

群馬大学医学部附属病院長 殿

申請者 氏名 _____

群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修受講料等免除実施要項の規定に基づき、以下の料金の免除を申請します。

事 項		金額（消費税込）
審査料		
受 講 料	共通科目	
	外科術後病棟管理領域パッケージ	
	術中麻酔管理領域パッケージ	
	集中治療領域パッケージ	
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	
	動脈血液ガス分析関連	
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	
	術後疼痛管理関連	
	循環動態に係る薬剤投与関連	
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	

※受講料等の免除を希望する事項に「○」を記入

看護師の特定行為研修受講料等の免除に関する 審査結果通知書

_____ 殿

群馬大学医学部附属病院長

印

群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修審査料等免除実施要項の規定に基づき、
受講料等の免除に関する審査の結果を以下のとおり通知します。

審査結果 免除する（免除しない）

（免除する場合）免除する金額

事 項		金額（消費税込）
審査料		
受 講 料	共通科目	
	外科術後病棟管理領域パッケージ	
	術中麻酔管理領域パッケージ	
	集中治療領域パッケージ	
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	
	動脈血液ガス分析関連	
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	
	術後疼痛管理関連	
	循環動態に係る薬剤投与関連	
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	